

＜対日アンチ・ダンピング情報＞ (第162号 2006年11月度)

当センターが各国官報等により把握した2006年11月度の世界各国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(AD)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問合せ先：TEL03-3591-4550)

I 主なトピックス

1. 米国：「大径溶接ラインパイプ」のAD措置へのADサンセット見直し開始

- ・商務省及びITC(国際貿易委員会)は11月1日、「大径溶接ラインパイプ(2001年12月6日AD措置開始)」に対するAD措置に関して、AD措置開始から5年経過となることで、ADサンセット見直し(措置失効に関する見直し)の開始を公告した。

2. 米国：「表面処理鋼板」のADサンセット見直しのITCの見直し結果判明(速報)

- ・ITCは12月14日、「表面処理鋼板(2000年12月15日AD措置継続開始)」に対する2回目のADサンセット見直しの損害面に関するフル・レビューの結果、“損害の継続又は再発のおそれ無し(シロ)”との見直し結果となる委員投票を行った。商務省は既に今年6月に価格面に関する略式レビューの結果、“ダンピングの継続又は再発のおそれ有り(クロ)”との見直し結果を公告しているが、今回のITCのシロ決定により、「表面処理鋼板」のAD措置は撤廃されることになる。(日本同様にサンセット見直しの対象であるオーストラリア、カナダ、フランスについては日本と同じ委員投票結果であったが、ドイツと韓国についてはクロ判定の投票結果となった。)

3. 米国：「ステンレス棒鋼」のADサンセット見直しのITCの見直し結果判明(速報)

- ・ITCは12月4日、「ステンレス棒鋼(2001年4月18日AD措置継続開始)」に対する2回目のADサンセット見直しの損害面に関するフル・レビューの結果、“損害の継続又は再発のおそれ有り(クロ)”との見直し結果となる委員投票を行った。商務省は既に今年7月に価格面に関する略式レビューの結果、“ダンピングの継続又は再発のおそれ有り(クロ)”との見直し結果を公告しており、よって今回のITCのクロ決定により、「ステンレス棒鋼」のAD措置は更に今後5年間継続されることになる。

4. 米国：「ステンレス棒鋼」のAD措置の一部撤廃意図の仮結果

- ・商務省は11月8日、米国輸入業者からの申請に基づく、AD措置への一部製品の除外申請に関する事情変更によるAD行政見直しにおいて、「ステンレス棒鋼」の一部の製品に対してAD措置撤廃意図の仮結果を公告した。米国国内産業側は該当製品の除外に異論は無し意向を表明している。

5. 中国：「メチルエチルケトン」のAD調査を開始

- ・商務部は11月22日、「メチルエチルケトン」に対するAD調査の開始を公告した。調査対象国は、日本と台湾、シンガポールの3ヶ国となっている。中国での日本製品に対するAD調査開始は今年3件目で、中国で1997年のAD法制定によるAD制度導入以降では29件目の日本製品に対する新規AD案件である。中国のAD調査の対象製品には化学品が非常に多く、対日AD案件の合計29件の内、24件(83%)が化学品に対するAD調査となっている。また、中国がAD調査の対象としている国は、今年の初めまでは韓国が最も多かったが、今年に入って日本と韓国が同数になり、ついに今回の調査開始により日本が韓国の28件を抜いて最も多い国となった。因みに3番目に多い国は米国の22件で、4番目は台湾の12件となっている。

6. 韓国：「自動ガイド・ホール・パンチャー」のAD税賦課決定

- ・財政経済部は11月22日、「自動ガイド・ホール・パンチャー」に対し、貿易委員会がAD調査(2006年2月17日開始)において10月23日に“ダンピング及び損害有り”と最終決定しAD税賦課(4.92%)を勧告してきたことに基づき、11月23日から2009年11月22日までの3年間のAD税賦課(4.92%)を公告した。

7. アルゼンチン：「溶接鋼管」のAD措置への措置失効に関する見直し開始（速報）

- ・当局は12月15日、「溶接鋼管（2001年12月15日AD措置開始）」に対するAD措置に関して、AD措置開始から5年経過となることで、AD措置失効に関する見直し（サンセット見直し）の開始を通告した。

II 各国の官報等での、対日AD案件の11月度の全情報

1. 米国（Federal Register [FR] での掲載事項）

Vol. 71, No. 211 ~ No. 230 (2006. 11. 1. ~ 2006. 11. 30.)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) ADサンセット見直し：

①大径溶接ラインパイプ <ケースNo. : A-588-857 Welded Large Diameter Line Pipe>

・商務省：ADサンセット見直し開始の公告

[FR p. 64242 (2006. 11. 1.), Effective Date : 2006. 11. 1.]

②大径溶接ラインパイプ <ケースNo. : 731-TA-919 Welded Large Diameter Line Pipe>

・ITC：ADサンセット見直し開始の公告

[FR p. 64294 (2006. 11. 1.), Effective Date : 2006. 11. 1.]

③新聞印刷用大型輪転機 <ケースNo. : A-588-837 Large Newspaper Printing Presses>

・商務省：ADサンセット見直し再検討（2006年4月開始）のフル・レビューの仮結果（ダンピングの継続又は再発のおそれ有り）の公告

[FR p. 64927 (2006. 11. 6.), Effective Date : 2006. 11. 6.]

(3) AD行政見直し等：

①フッ素樹脂 <ケースNo. : A-588-707 Granular Polytetrafluoroethylene Resin >

・商務省：AD行政見直しの最終結果の公告（見直し対象期間=2004. 8. 1. ~2005. 7. 31.）

[FR p. 64243 (2006. 11. 1.), Effective Date : 2006. 11. 1.]

②ステンレス棒鋼 <ケースNo. : A-588-833 Stainless Steel Bar>

・商務省：事情変更によるAD行政見直し仮結果、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

（米国の輸入業者からステンレス棒鋼の一部の製品を、AD措置の対象製品範囲からの除外を申請してきたことによるもので、米国国内産業側は該当製品の除外に異論は無しを表明）

[FR p. 65465 (2006. 11. 8.), Effective Date : 2006. 11. 8.]

③ボールベアリング <ケースNo. : A-588-804 Ball Bearings>

・商務省：国際貿易裁判所（CIT）の差し戻しに基づく商務省のAD行政見直しの最終結果の再決定内容のCITによる承認の公告

（見直し対象期間=2002. 5. 1. ~2003. 4. 30.）

[FR p. 66303 (2005. 11. 14.), Effective Date : 2006. 11. 14.]

④商務省：スコープ・ルーリング（製品対象範囲裁定）に関する公告

<2006年7月~2006年9月実施分>

*2006. 9. 30. 時点、スコープ・ルーリング裁定ペンディング中の案件

・ボールベアリング <ケースNo. : A-588-804 Ball Bearings>

[FR p. 66167 (2006. 11. 13.), Effective Date : 2006. 11. 13.]

2. EU (Official Journal [OJ] での掲載事項)

OJ Vol. 49 No. L 302 ~ L 334 (2006. 11. 1. ~ 2006. 11. 30.)

OJ Vol. 49 No. C 267 ~ C 291 (2006. 11. 1. ~ 2006. 11. 30)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

3. カナダ (Canada Gazette [CG] での掲載事項)

Vol. 140, No. 44~No. 47 (2006. 11. 4. ~ 2006. 11. 25.)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

4. オーストラリア (Australian Customs Dumping Notices [ACDN] での掲載事項)

No. 2006/50~2006/59 (2006. 11. 1. ~ 2006. 11. 30.)

(1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

5. 中国

・メチルエチルケトン：

商務部は11月22日、AD調査の開始を公告

(中華人民共和国商務部公告2006年第92号<2006. 11. 22.>)

6. 韓国

・自動ガイド・ホール・パンチャー：

財政経済部は11月22日、10月23日付の貿易委員会のAD税賦課勧告に基づき、

11月23日から2009年11月22日までの3年間のAD税賦課(4.92%)を公告

(財政経済部令第528号<2006. 11. 22.>)

以上